

保護者の皆様へ

福生市子ども家庭部子ども育成課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る「緊急事態宣言」の発令に伴う
感染防止対策の徹底について（お願い）

日頃から、福生市の保育所等の運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

このことについて、令和3年1月7日（木）、東京都内において「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。

新型コロナウイルス感染症は拡大を続けていますが、今般の緊急事態宣言は「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであることから、市内の保育所等は感染予防・拡大防止の対策を徹底した上で原則として通常どおり開園いたします。

保護者の皆様におかれましても、園児の健康管理や御自宅の衛生管理をこれまで以上に徹底していただきますようお願いいたします。

また、東京都においては午後8時以降の外出自粛を要請されているため、午後7時以降の延長保育を利用されている方については、勤務先等と御相談をいただき、可能な範囲で利用を控えていただくようお願いいたします。

1 緊急事態措置の期間

令和3年1月8日（金）から2月7日（日）まで

2 情報共有の徹底について

園児や保護者等が、新型コロナウイルス感染症に関して、次に当てはまる場合は、直ちに保育所等に連絡して情報共有を図っていただきますようお願いいたします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 感染が判明した場合② 濃厚接触者に特定された場合③ PCR検査の対象者となった場合 |
|---|

3 その他

- (1) 園児の体調には十分留意し、体調不良の場合には御自宅で療養していただくなどの対策の徹底をお願いいたします。
- (2) 今回の緊急事態宣言において保育所等への登園自粛要請が行われなかったことから、1月8日以降、臨時休園の場合を除き、保育料の日割減額は実施しないこととします。

【問合せ】

福生市子ども家庭部子ども育成課
保育係 042-551-1780 (直通)